

【概要版】 秋田市都市計画公園見直しガイドライン

1 見直しの背景および必要性 [本編 P.1]

本市の公園・緑地等は、その多くが高度経済成長期に都市計画決定され、整備が進められてきましたが、社会経済情勢の変化等により、その必要性に変化が生じてきています。さらに、市街化の進展等により、整備に多大な事業費と時間を要することから、長期未着手となっている公園も多く、地権者等に対する長期にわたっての土地利用制限が問題となっています。

また、国の技術的助言である「都市計画運用指針」において、長期未着手となっている都市施設に関する都市計画については、見直しのガイドラインを定め、都市計画決定当時の必要性が大きく変化した場合等においては、見直しを行うことが望ましいと示されています。

このことから、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めた令和3年策定の「第7次秋田市総合都市計画」において、都市計画決定から20年以上未着手となっている公園は、多核集約型コンパクトシティの実現を前提に必要性と実現性を再検証し、「存続」「変更」「廃止」の方向性を決定し、必要に応じて見直しを行うこととしています。

この見直しを円滑に進めるため、本市の基本的な見直しの考え方を示す「秋田市都市計画公園見直しガイドライン」を策定することとしました。

2 公園の現況 (令和4年4月1日現在) [本編 P.9~P.13]

区分	計画		開設		整備率(%)		
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所	面積	
公園	街区公園	220	50.51	158	32.54	72%	64%
	近隣公園	19	38.40	8	17.84	42%	46%
	地区公園	2	9.50	2	9.50	100%	100%
	総合公園	5	295.90	5	258.19	100%	87%
	運動公園	1	26.70	1	21.73	100%	81%
	特殊公園(風致)	3	234.90	—	—	0%	0%
	特殊公園(歴史)	1	39.20	1	2.34	100%	6%
	広域公園	2	753.80	2	196.90	100%	26%
緑地	7	596.19	6	45.65	86%	8%	
広場	1	0.08	1	0.08	100%	100%	
墓園	2	76.70	2	22.71	100%	30%	
計	263	2121.88	186	607.48	71%	29%	

注)開設の186箇所には、一部未着手の26箇所を含む

本市の住民一人当たりの都市公園面積
20.40 m²

都市公園法施行令で規定する住民一人当たりの都市公園面積の標準は10 m²以上です。本市においては標準の2倍以上を確保していることから、一定程度充足している状況にあります。

参考：全国平均 10.70 m²/人 (令和2年度末)

本市の公園整備費および公園管理費

整備費は約1億5千万円/年*
(多くが既存公園の再整備)

管理費は約1億4千万円/年*
※過去5年平均

今後の財政見通しから、整備費、管理費ともに大幅な増額は見込めず、公園の新規整備ならびに新設公園の維持・管理は厳しい状況にあります。

3 見直しの対象 [本編 P.14~P.17]

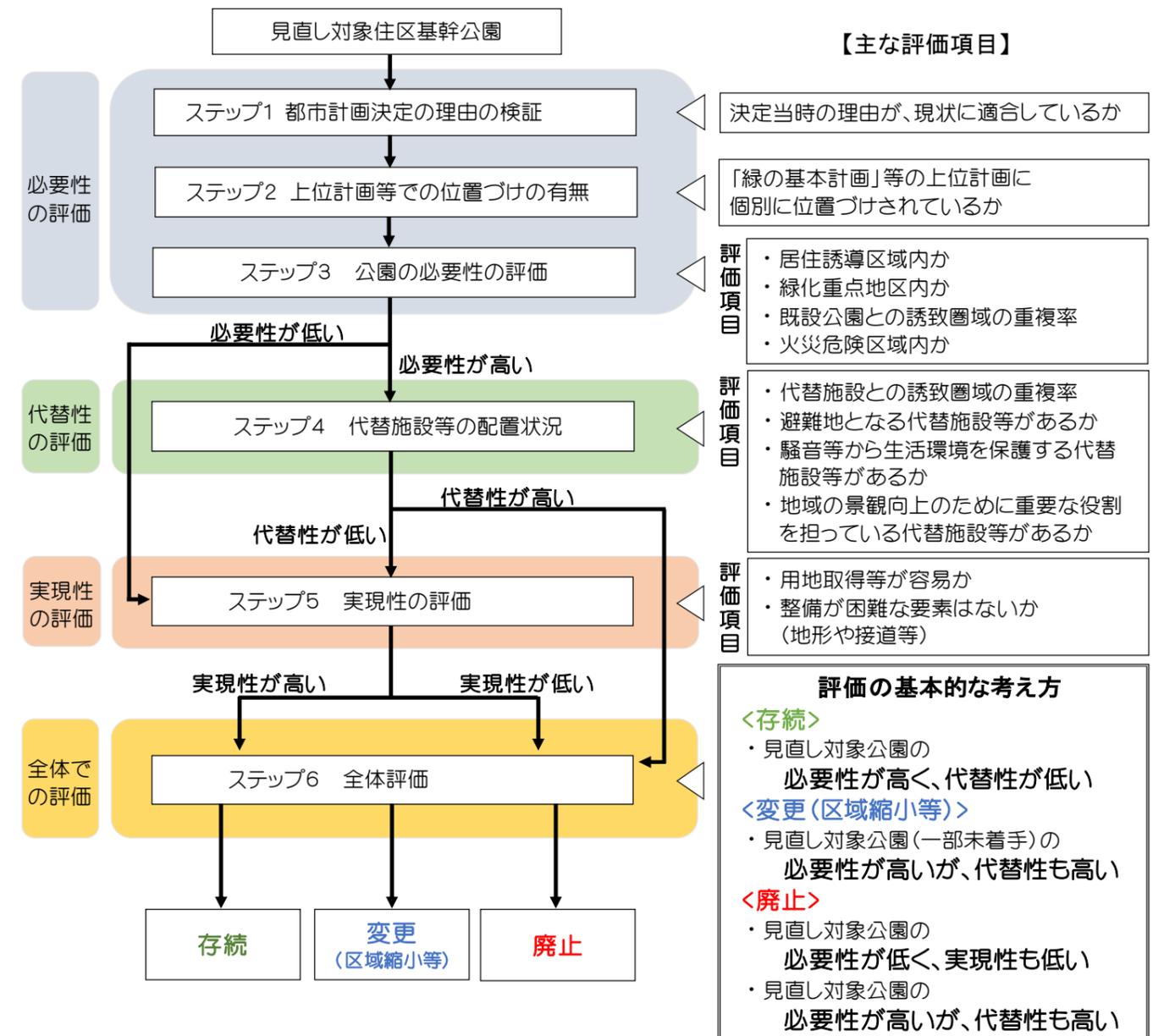
本ガイドラインによる見直し対象都市計画公園は、次の方針に基づき選定します。

- ① 都市計画決定から20年以上未着手となっている公園 (103公園 ※一部未着手の26公園含む)
- ② 現在施行中の土地区画整理事業区域内にある未着手公園を除外 (5公園)
- ③ 広域公園を除外 (県立小泉瀉公園、秋田県立中央公園の2公園)
- ④ 市内全域の住民を対象とする都市基幹公園、特殊公園、墓園および緑地を除外 (14公園)

以上、①、②、③、④の方針から、**見直し対象都市計画公園は住区基幹公園の82公園**

4 見直しの評価方法と作業フロー [本編P.18~P.25]

都市計画公園の見直しは、以下の作業フローにより、評価します。



5 見直しの進め方 [本編P.29]

